

村山市Uターン就職活動交通費支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への定住及び移住を促進するため、Uターン等希望者が市内企業への就労を目的として企業訪問及び面接等を行う場合、その交通費に要する経費の一部に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「Uターン等希望者」市外から本市への定住及び移住を目的とした、Uターン希望者及びIターン希望者並びにJターン希望者をいう。
- (2) 「就職活動」市内の企業が実施する職場体験及び企業訪問並びに採用試験及び就職面接会に参加することをいう。

(助成金交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 就労後、市内に居住する意思を持って就職活動を行う者。
- (2) 市外に住所を有する者、又は、市内に住民登録したまま学業のため居住地を市外に置く者。
- (3) その他市長が適当と認める者。

(助成金対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、居住地から就職活動を行った場所までの通常の経路及び方法により旅行した場合の最も廉価な交通費に係る経費とする。ただし、公務員採用試験に係る就職活動における交通費は対象外とする。

- (1) 鉄道料金
- (2) 航空料金
- (3) 路線バス料金

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額とする。

- 2 1旅行行程につき助成額を算出し、その算出額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 第1項の上限は、1旅行行程につき13,000円とする。
- 4 助成金の交付は、1旅行行程を1回とし、1人につき年度内2回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、当該年度の末日までに、助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 就職活動を行ったことが分かる書類の写し、又は、就職活動実施証明書(様式第2号)

- (2) 身分を証明できるものの写し（運転免許証・学生証等）
 - (3) 助成金対象経費を明らかにする書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成金の交付の申請に係る受付は、当該年度の予算を超過した場合は、受付を終了する。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し30日以内に助成金交付の可否について決定し、申請者に対し助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告は、第6条の規定による助成金交付申請書及び添付書類の提出により、これを行ったものとみなす。

(補助金等の額の確定)

第9条 村山市補助金等交付規則第15条第1項に定める通知は、前条の規定により通知を省略するものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該通知を受けた後、速やかに助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者であると認められるときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。